

トレーニングセンター工事に伴う古川小学校体育館、古川中学校体育館、古川西小学校体育館（3館）の予約調整説明会（冬季予約）について

日時：令和8年10月20日（火）

19：00～

場所：古川町コミュニティセンター

次第

1. 調整対象施設・期間について（変更あり）
2. 認定地域クラブ優先予約について（認定地域クラブが対象）
3. 夜間コマの区分分割及びその料金について
4. 全体における優先順位のあり方について（変更あり）
5. 対象期間中の予約方法について（変更あり）
6. 3館以外の施設利用について
7. 1カ月を超える事前施設予約について
8. その他
 - ・施設内禁煙について
 - ・土間付体育館の使用時間の制限について
 - ・令和9年度より施設使用料の値上げについて

1. 調整対象施設・期間について

【調整対象施設（利用者・利用団体のみが対象）】

古川小学校体育館、古川中学校体育館（アリーナのみ）、古川西小学校体育館

※調整対象施設以外の予約・利用方法・時間割は、今までと変わらず。

【対象期間】

令和8年9月～令和9年2月分までの利用分

令和8年11月分～令和9年3月分（冬季期間）とします。

【対象者・対象団体】

飛騨市在住、飛騨市拠点団体優先

※市外団体の申込みは、利用調整会議以後から申込可

【対象期間中の対応】

- ・調整対象施設の通常のシステム予約を一時停止し、メール・FAX・書面での予約受付といたします。
- ・全体の利用調整は、スポーツ振興課にて行います。
- ・翌月分抽選申込は、毎月20日までに予約申請表をスポーツ振興課に提出。
（20日が土日祝の場合、前営業日17:00までに提出厳守）
- ・抽選申込結果は25日頃（下記日程）に飛騨市ホームページにて発表
- ・抽選結果発表後の施設予約は（下記日程）調整会議以降に受付

※【飛騨市ホームページ掲載日、調整会議開催日】

	飛騨市 HP 掲載日	調整会議開催日
11月分	10/26（月）	10/27（火）
12月分	11/25（水）	11/26（木）
1月分	12/22（火）	12/23（水）
2月分	1/22（金）	1/26（火）
3月分	2/24（水）	2/25（木）

※調整会議場所：古川町コミュニティセンター（総合会館） 午後7時より

2. 認定地域クラブ優先予約について（認定地域クラブが対象）

優先予約：現在 15 コマ（令和 8 年度認定地域クラブのみ対象）

優先予約対象は、古川中学校アリーナのみとし、期間中、古川小学校体育館及び古川西小学校体育館を優先する予約対象からはずします。

⇒スポ少が利用する古川小、古川西小体育館に配慮

3. 夜間コマの区分分割及びその料金について

【夜間コマの 2 分割（午前・午後のコマは変更なし）】

- ・使用できる団体を増やすために、夜間コマのみ 2 つに分ける。
- ・ 3 館のみ対象

変更前：夜間（18：00～22：00）

↓

変更後：夜間①（18：00～20：00）20 時までに完全撤収

夜間②（20：00～22：00）22 時までに鍵返却

【夜間コマ料金】

変更前： 18：00～22：00 半面 820 円 照明 460 円/h
全面 1,640 円 照明 920 円/h

↓

変更後： 18：00～20：00 半面 410 円 照明 460 円/h
20：00～22：00 半面 410 円 照明 460 円/h

Q&A

夜間②を半面（ステージ側）抽選申込し予約決定。25 日以降、同日夜間①（ステージ側）が空いていたので追加予約。当日、夜間①②を 19：30～21：30 で利用。料金はいくらになるのか？

⇒18：00～20：00 と 20：00～22：00 のコマ利用となり、410 円+410 円の 820 円と使用した照明料となります。

4. 全体における優先順位のあり方について

【優先順位】

優先順位	5日までの (優先予約) 平日夜間① ※古中体育館	10～20日まで 抽選申込 (平日夜間 ①)	10～20日まで 抽選申込 (平日夜間 ②)	10～20日まで 抽選申込 (土日祝日 昼間)	10～20日まで 抽選申込 (土日祝日 夜間①②)
1位	認定地域 クラブ	スポ少	社会人	スポーツ振興課で抽選	
2位	—	認定地域 クラブ	認定地域 クラブ		
3位	—	社会人	スポ少		

平日夜間① : スポ少・認定地域クラブ優先

平日夜間② : 社会人優先

土日祝日昼間 : スポーツ振興課にて抽選

土日祝日夜間①② : スポーツ振興課にて抽選

※優先予約・抽選申込時には夜間①②を同時予約不可。調整会議以後空きがあれば可。

※全面予約不可〔調整会議以後空きがあれば可〕

※同一団体の複数施設同時予約不可（大会・練習試合除く）

5. 対象期間中の予約方法について

【予約方法】

メール・FAX 又は、書面提出に限る

飛騨市教育委員会スポーツ振興課 宛

FAX0577-73-7497 Email sportshinkou@city.hida.lg.jp

電話不可（間違いを防ぐため）

別紙、予約申請表を提出。

【予約スケジュール】

【予約の流れ】（一部変更）

飛騨市ホームページ掲載日、調整会議日の日付けを設定

(例) 11 月予約分の場合

- ① 認定地域クラブ優先予約 10/5 17:00 までに報告
↓ (毎月 5 日、休日の場合は、前営業日 17 時厳守とする)

《優先予約調整》

- ↓
優先予約予定表を公表 10/13 優先予約後の予定表を市ホームページで発表
(10 日が土日祝の場合、翌営業発表)

- ↓
② 抽選申込開始 (市内のスポ少・認定地域クラブ・社会人)
10/13~10/20 17:00 までに申請
《抽選実施調整》 (20 日が土日祝の場合は、前営業日 17 時厳守とする)

- ↓
11 月予定表を公表 10/26 9:00 頃 抽選結果を市ホームページにて発表

- ↓
③ 調整会議 10/27 19:00~20:00 (全ての方)
(予定表発表確定後の空きコマ新規予約、予定変更、キャンセル、市外団体の予約)
※抽選結果発表後、調整会議までの間は、予約受付等はありません。
調整会議後の予定変更、キャンセル等は、古川トレーニングセンター (73-6147) にて受付。

【②抽選申込】

同日複数団体申込競合の場合、優先順位を適用。

優先順位同順位の場合、スポーツ振興課にて抽選

多くの方が利用できるように申請は、半面申請のみ可〔12 月予約分から適用〕

※【飛騨市ホームページ掲載日、調整会議開催日】

	一般抽選〆切日	飛騨市 HP 掲載日	調整会議開催日
11 月分	10/20 (火)	10/26 (月)	10/27 (火)
12 月分	11/20 (金)	11/25 (水)	11/26 (木)
1 月分	12/18 (金)	12/22 (火)	12/23 (水)
2 月分	1/20 (水)	1/22 (金)	1/26 (火)
3 月分	2/19 (金)	2/24 (水)	2/25 (木)

調整会議場所：古川町コミュニティセンター（総合会館） 午後 7 時より

【調整会議終了翌日からの予約変更・キャンセルなどの窓口】

- ・利用日の3営業日前までならキャンセル料なし。
 - ・調整会議以降～翌月末までの「新規予約」「変更・キャンセル」「予約確認」等の手続きは、古川トレセンにて受け付けます。
- 古川トレセン：0577-73-6147

6. 3館以外の施設利用について

【3館以外の施設利用について】

次の施設については使用料を半額減免しております。

河合：河合小体育館 河合振興事務所にて予約、鍵管理

宮川：宮川小体育館 宮川振興事務所にて予約、鍵管理

神岡：山田体育館 桜ヶ丘体育館にて予約、
山田体育館鍵は、近隣の檜木さん宅にて管理。

7. 1カ月を超える事前施設予約について

通常（1カ月）の予約スケジュールを超える施設予約については、事前にスポーツ振興課に申請書を提出。原則、大会・交流会等の要項を添付してください。

※申請時に要項を添付できない場合は、遅くとも1か月前には提出をお願いします。

提出が無い場合には予約取り消しする場合があります。

8.その他

施設内禁煙について

下記のような事案がありました。学校施設及び社会体育施設敷地内禁煙です。

令和8年10月14日：利用者より連絡あり。

杉崎公園グラウンドトイレにタバコ吸い殻入れがある。

令和8年10月20日：古川小学校より連絡あり。

体育館男子トイレのゴミ箱にタバコの吸い殻及び他のゴミあり。

各団員及びクラブ員等に周知をお願いいたします。

ルールが守られない場合、施設利用ができなくなり、他の方にも影響するおそれがありますのでご注意ください。

飛騨市認定地域クラブ・スポーツ少年団における市内スポーツ施設等の使用許可制限および使用料免除の適用について《令和8年度より》

R8.2.18

1. 趣旨

令和8年度より、中学校の部活動が認定地域クラブ活動等へ地域展開されることに伴い、成長期（ジュニア期）における適切なスポーツ活動時間および休養日の設定の観点から、国（文部科学省・スポーツ庁）のガイドラインおよび市の認定地域クラブガイドラインを参考に、下記のとおりスポーツ施設および学校開放施設の使用許可に制限を設けます。また、当該使用許可分について使用料を免除します。

スポーツ少年団活動についても、日本スポーツ協会等のガイドラインを参考に、認定地域クラブ活動と同様に制限を設けます。

2. 施設使用許可の制限

1 団体につき、1 カ月あたり 18 コマまでは施設使用を許可し、それを超える使用は許可しません。

【補足】

- ・ 野外施設（グラウンド等）予約と同時に雨天対応として室内施設（体育館等）を予約する場合、両方のコマ数をカウントし使用許可制限に含めます。基本的には利用日3日前までの予約変更などで対応してください。
- ・ 練習試合など認定地域クラブ等が主催となる施設予約も使用許可制限に含めます。公式大会の施設使用は大会主催者申請となるため、使用許可制限に含めません。
- ・ 小学生未満、中学生以上等、活動を分けて行う場合は協議の上で許可コマ数を変更します。

【制限コマ数の算出根拠】

1 日 1 コマ、週3日の休養日を標準とし、1 週間あたり活動日 4 コマとする。

平均 4.3 週/月 × 4 コマ/週 = 17.2 コマ/月（端数を考慮し、上限を 18 コマ/月とする）。

【1 コマの定義】

施設使用料適用区分〔早朝(2h)・午前(4h)・午後(4h)・夜間(4h)〕を 1 コマとする。

コマ業間(1h)はカウントしない。また、使用範囲（全面、半面等）は考慮しない。

例：体育館を全日（午前・業間・午後）半面使用の場合、2 コマ扱い。全面使用でも同様。

3. 施設予約（使用制限）の運用方法

基本的には従来と同様の施設予約方法で、大きな変更はありません。

- (1) 公共施設予約システムの対応施設は、月予約上限数 15 コマ以内で予約する。

※予約システムの更新（予約時間の細分化実装）までは、認定地域クラブについて、学校開放施設等一部施設に限り、平日（体育館は半面）の優先予約を継続します。

- (2) 予約システムで 15 コマを超えて予約する場合や予約システムの対象外施設予約、1 カ月を超える先の施設予約は、所定の申請書を各施設管理者へ提出する。
- (3) 提出された申請書の内容を確認し、使用許可の制限を行います。

市内スポーツ施設等の使用許可制限に関するQ & A（補足事項） R8. 5. 12 現在

Q 1：1ヶ月18コマの制限は、どのような根拠で決まったのですか？

A 1：国や市の「地域クラブ活動等に関するガイドライン」を参考に策定いたしました。過度な活動による怪我の防止や、子ども達の生活バランス（学業や休息）を配慮し、健全な育成環境を整えることを目的としています。

Q 2：15コマを超えると、残り3コマ分は書面申請書が必要になります。許可が下りるまでに時間がかかり、予約が遅れる心配はありませんか？

A 2：累計コマ数の確認作業のため、通常の予約よりお時間をいただく場合がございます。円滑な処理に努めてまいります。利用者の皆様におかれましては、期間に余裕を持った早めの申請にご協力をお願いいたします。

Q 3：屋外施設と雨天時の屋内施設を両方予約した場合、どちらもコマ数にカウントされます。雨天中止の際、1コマ分が無駄になってしまうのですが、柔軟な対応はできませんか？

A 3：公平な施設利用を確保するため、原則として予約した全コマがカウント対象となります。当日の天候判断による直前キャンセルを防ぐためにも、予報に基づいた事前の予約調整や、必要最小限の予約にご理解とご協力をお願いいたします。

Q 4：終日（午前・午後の2コマ）予約していますが、複数のチームを呼んで練習試合などで実際の活動は3時間程度です。これを1コマ扱いにするとこは可能ですか？

A 4：実質的な活動時間が半日程度（1コマ相当）であると認められる場合は、調整が可能です。所定の申請書に試合予定時間など活動内容がわかる資料を添付の上ご提出ください。内容を確認の上、2コマを1コマとしてカウントする特例的な調整を行います。

Q 5：大会等の準備のため、前日夜間や早朝に「準備のみ」で施設を使用します。この準備時間もコマ数に含まれますか？

A 5：練習を行わず、保護者やスタッフによる「準備・片付けのみ」の利用については、申請によりコマ数の調整が可能です。所定の申請書に活動内容のわかる資料を添付の上ご提出ください。確認後、カウントから除外する等の調整を行います。

Q 6：団体の「体験会」を開催する場合、普及活動としてコマ数制限から除外してもらえますか？

A 6：体験会も団体による活動の一部とみなされるため、原則として1コマにカウントされます。制限内での運営が難しい場合は、通常の練習時間内に体験枠を設けるなどの検討をお願いいたします。

令和7年1月以降 市内土間付体育館の使用（許可）時間の制限について

R6.12.9 確定

飛騨市教育委員会スポーツ振興課

市ではスポーツなどの振興を図り、市民等の健康増進、心身の健全な発達に寄与することを目的として、市内に各種スポーツ施設を設置しています。【飛騨市スポーツ施設条例】

その内、4つの土間付体育館を含んでいます。

名称	所在地	管理
飛騨市黒内屋内運動場	古川町黒内 1419 番地 1	指定管理者
飛騨市角川屋内運動場	河合町角川 351 番地 1	直営
飛騨市宮川アリーナ	宮川町西忍 1004 番地	直営
飛騨市サン・ビレッジ神岡※人工芝	神岡町麻生野 280 番地 1	指定管理者

■ 課 題

冬季期間において野外グラウンドが休場となることから、グラウンド利用団体が上記の土間付体育館に予約が集中し、利用したくても利用できない団体がでています。また、一部団体が土・日曜日に午前午後の終日利用しており、国等が定める活動時間のガイドラインである1日3時間程度を超過している状態にあります。

※今後、中学校部活動の受け皿として活動を行う“飛騨市認定地域クラブ”でも上記に準じガイドラインを制定予定。

□ 対応策

上記施設の利用について国等が定める活動時間のガイドラインを準拠し、次のとおり使用（許可）時間の制限を行い多くの団体が利用できるようにします。

※制限根拠 スポーツ施設条例 第9条（許可の制限）市長等は、「施設の設置目的に反するとき」等に該当するときは、施設の使用を許可しない。

☆ 市内外を問わずスポーツ少年団、部活動、認定地域クラブ等児童生徒が中心となるスポーツ活動団体が土曜日・日曜日・祝日に上記土間付体育館を使用する場合は、一日の使用を午前（8時から12時）、または午後（13時から17時）のどちらか1コマを標準とする。
大会開催等特別な理由の場合は除く。

〔指定管理者には市と同様な対応を依頼〕

▽ 上記施設以外についても活動団体において適切な休養日等の設定が行われていない場合は、同様な制限を行うことがあります。

市内体育館施設一覧

地区	施設名	予約システム	予約・問合せ先
古川地区	古川トレーニングセンター体育館部	○※工事中	ひだチャレンジクラブ 0577-73-6147
	古川中学校体育館	○※休止	飛騨市スポーツ振興課 0577-62-8030
	古川小学校体育館	○※休止	
	古川西小学校体育館	○※休止	
	黒内屋内運動場 ※土間体育館	—	すぱーふる（㈱飛騨ゆい） 0577-75-3111（65-2080）
河合地区	河合小学校体育館 ★	—	河合振興事務所 0577-65-2221
	角川体育館	—	
	角川屋内運動場 ※土間体育館	—	
	友雪館	—	
宮川地区	宮川小学校体育館 ★	—	宮川振興事務所 0577-63-2311
	宮川アリーナ ※土間体育館	—	
神岡地区	神岡中学校体育館	○	桜ヶ丘体育館（MASK） 0578-82-0240
	神岡小学校体育館	○	
	桜ヶ丘体育館	—	
	釜崎社会体育館	—	
	サン・ビレッジ神岡 ※人工芝体育館	—	
	山田体育館 ★	—	

※予約システム：飛騨市公共施設予約システム

★ 河合小学校体育館、宮川小学校体育館、山田体育館について、使用料半額減免

古川小学校体育館・古川西小学校体育館・古川中学校体育館（アリーナ）予約申請書

認定地域クラブ優先予約提出期限：毎月5日17時厳守※1

スポ少・社会人・認定地域クラブ申込期限：毎月20日17時厳守※2

団体名						
No.	希望使用日	時間帯	施設名	場所	使用範囲	補足
例	2026/9/3	夜間①	古川中学校	体育館	片面（ステージ側）	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※1 5日が土日祝の場合、前営業日17：00までに提出厳守

※2 20日が土日祝の場合、前営業日17：00までに提出厳守

〔提出先〕

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市教育委員会 スポーツ振興課

TEL:0577-62-8030 FAX: 0577-73-7497

mail: sportshinkou@city.hida.lg.jp